

文教委員会資料

1 請願の審査

(1) 請願第2号 小児医療費助成制度の拡充を求めることに関する請願

資料1 小児医療費助成制度について

資料2 小児医療費助成制度の医療費助成実施状況（通院及び入院）

こども未来局

（令和元年8月1日）

1 本市小児医療費助成制度の概要

(1) 制度趣旨

小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 制度内容

	0歳	1歳～小学校6年生	中学生
助成対象	入院・通院		入院
助成範囲	保険医療費の自己負担分(※1、※2)		
所得制限	なし	あり(通院のみ)	なし
助成方法	現物給付(※3)		償還払い
医療証	交付あり		交付なし

- ※1 食事療養標準負担額を除く。高額療養費等の支給がある場合は、その支給額を差し引いて助成。
- ※2 小学校4年生～6年生は、通院1回当たり500円を超えた額を助成。(保護者が市民税所得割非課税の場合を除く。)
- ※3 1歳～小学校6年生において、所得制限を超過する場合は、入院医療費のみ償還払いで助成。

(3) 所得制限(児童手当制度における所得制限限度額に準拠)

扶養人数	0人	1人	2人	3人
所得限度額	630万円	668万円	706万円	744万円
収入額(目安)	833万円	875万円	917万円	960万円

(4) 制度拡充の経過

制度開始 昭和48年4月 乳児医療費助成制度の創設
(0歳の入院・通院医療費助成、所得制限なし)
平成7年10月 小児医療費助成制度の創設(県の補助制度創設)

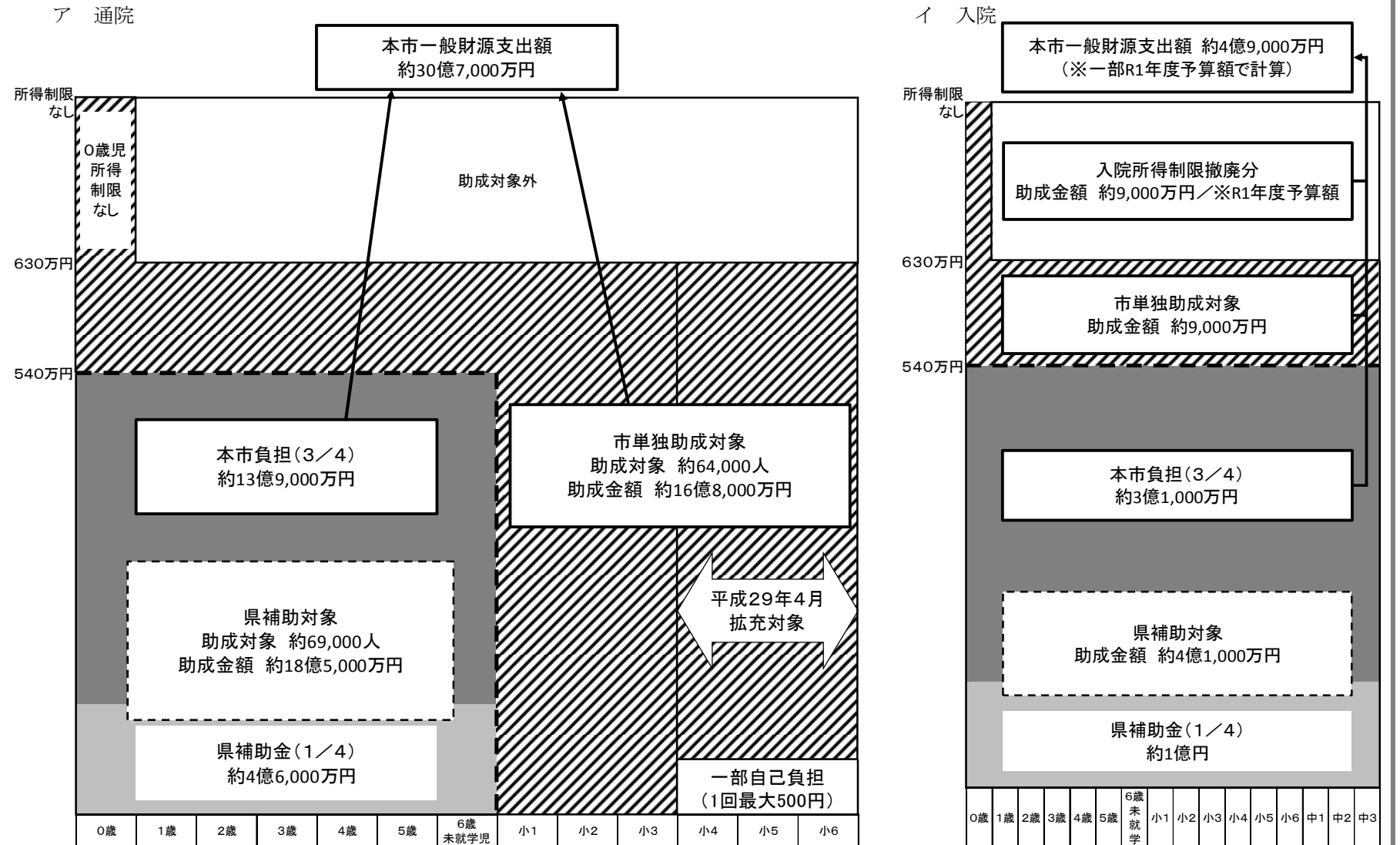
通院医療費助成対象年齢の拡大	所得制限の緩和	備考
H7.10 2歳児まで(入院:中学校卒業まで)	— 1歳以上	県補助創設(入院は中学校卒業まで、通院は0歳のみ)市の独自基準
	H9.7 1歳以上を緩和(扶養人数0人:335.8万円→480万円)	
H11.1 3歳児まで		児童手当の限度額緩和に伴うもの
H14.1 4歳児まで		
H17.1 5歳児まで	H18.4 1歳以上を緩和(扶養人数0人:480万円→540万円)	
H19.1 小学校就学前まで	H24.6 1歳以上を緩和(扶養人数0人:540万円→630万円)	児童手当の限度額緩和に伴うもの
H24.9 小学校1年生まで		
H27.4 小学校2年生まで		一部負担金導入
H28.4 小学校3年生まで		
H29.4 小学校6年生まで		
	H31.1 入院医療費の所得制限撤廃	

2 制度の運用状況

(1) 通院医療費助成対象者数(平成31年3月末時点の医療証交付者数)

131,622人

(2) 助成金額及び県補助金の状況(平成29年度決算、扶助費)



3 拡充に伴う影響

(1) 影響人数及び影響額(平成31年度予算、扶助費+事務費)

ア 通院対象年齢を中学校卒業まで拡大した場合

	一部負担あり	一部負担なし
所得制限あり(+21,500人)	約3.5億円	約6.0億円
所得制限なし(+63,000人)	約13.3億円	約16.9億円

イ 通院対象年齢を小学校卒業までに据え置いた場合

	一部負担あり	一部負担なし
所得制限あり	—	約1.5億円
所得制限なし(+30,000人)	約8.0億円	約10.0億円

(2) 国民健康保険療養給付費等負担金の減額調整に係る影響

市町村が現物給付により保険医療費の自己負担分の軽減を行う場合、国民健康保険療養給付費等負担金の算定に当たり、一部負担なし部分(未就学児を除く)につき約15.7%、一部負担あり部分につき約8.5%が減額調整される。

(参考) 平成30年度決算見込における減額調整額 約1,640万円(一部負担なし部分 約1,380万円/一部負担あり部分 約260万円)

小児医療費助成制度の医療費助成実施状況(通院及び入院)

資料 2

平成31年4月現在

1 指定都市

都市名	助成対象年齢		所得制限	一部負担金	備考
	通院	入院			
川崎市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	<通院> 0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新) <入院> なし	小学校4～6年生の通院のみ:1回500円 (市民税所得割が非課税の場合は、適用除外)	H31.1～ 入院医療費の所得制限廃止
札幌市	0歳～小学校2年生	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(新)	<0歳～小学校2年生> 初診時:医科580円・歯科510円 <小学校3年生以上> 入院医療費の1割(限度額あり) ※ただし、住民税非課税の場合は 初診時:医科580円、歯科510円	・1医療機関ごとの限度額は入院57,600円/月 ・1か月の自己負担限度額は世帯57,600円/月 ※ともに多数回該当なら44,400円 H31.4～ 小学校1年生→2年生まで拡大
仙台市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(旧)	<0歳～就学前> なし <小学校1年生以上> 通院:初診時500円、再診時は無料 入院:1回の入院につき10日目までは1日500円 (11日目以降は無料)	H29.10～ 小学校3年生→中学校卒業まで拡大 4歳～小学校就学前まで一部負担廃止
さいたま市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
千葉市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	<0歳～小学校3年生> 通院1回300円、入院1日300円 <小学校4年生～中学校卒業> 通院1回500円、入院1日300円 ※市民税所得割非課税なら一部負担なし	
横浜市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	小学校4年生以上の通院のみ:1回500円 (市民税均等割が非課税の場合は一部負担なし)	H31.4～ 通院助成を小学校6年生 →中学校卒業まで拡大
相模原市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	中学生以上の通院のみ:1回500円 (市民税均等割が非課税の場合は一部負担なし)	H30.10～ 通院助成を小学校6年生 →中学校卒業まで拡大 中学生以上:一部負担金導入
新潟市	0歳～中学校卒業(※)	0歳～高校卒業	なし	通院:同一医療機関で月4回まで1日530円 入院:1日1,200円	※子ども3人以上の場合、高校卒業まで対象
静岡市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	1歳～中学卒業の通院のみ:1回500円	
浜松市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	通院:1回500円 入院:1日500円	※小学生以上は診療時間内の受診に限る
名古屋市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
京都市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	<0～3歳> 通院及び入院:1月1医療機関につき200円 <3歳～中学校卒業> 通院:1月1医療機関3,000円 (1月3,000円を超えたとき償還する) 入院:1月1医療機関につき200円	
大阪市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	小学生6年生まで:なし 中学生以上:児童手当制度に準拠 (新)	1医療機関ごとに1日当たり500円以内で 月2日を限度 1月2,500円を超えたときは償還する	
堺市	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	1医療機関ごとに1日当たり500円以内で 月2日を限度 1月2,500円を超えたとき償還する	H31.4～ 中学卒業→高校卒業まで拡大
神戸市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	3歳～中3の通院のみ: 1医療機関毎に1日上限400円(2割負担)を 月2回まで(3回目以降無料)	
岡山市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	なし	小学生の通院のみ:1割(月上限44,400円)	
広島市	0歳～小学校3年生	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(旧)	<通院> 未就学児:1日1,000円(月2日まで) 小学校1年生以上:1日1,500円(月2日まで) 第三子以降の子ども及び保護者の所得が 基準額未満の場合は、初診料算定時500円 (月4日まで) <入院> なし	
北九州市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	なし	<通院> 3歳以上小学校就学前:1医療機関ごと月600円 小学生:1医療機関ごと月1,200円 <入院> なし	
福岡市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	なし	<通院> 3歳以上小学校就学前:1医療機関ごと月600円 小学生:1医療機関ごと月1,200円 <入院> なし	
熊本市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	医科:3歳～小学校6年生:1医療機関ごと月700円 中学生:1医療機関ごと月1,200円 歯科:5歳～小学校6年生:1医療機関ごと月700円 中学生:1医療機関ごと月1,200円 調剤:3歳～小学校6年生:1医療機関ごと月700円 中学生:1医療機関ごと月1,200円	H30.12～ 小学校4年生～6年生の一部負担金を 月1,200円→700円に引下げ

2 県内市町村

令和元年6月現在

都市名	助成対象年齢		所得制限	一部負担金	備考
	通院	入院			
県補助	0歳～小学校就学前	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(旧)	4歳以上:通院1回200円、入院1回100円	
川崎市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	<通院> 0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新) <入院> なし	小学校4～6年生の通院のみ:1回500円 (市民税所得割が非課税の場合は、適用除外)	H31.1～ 入院医療費の所得制限廃止
横浜市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	小学校4年生以上の通院のみ:1回500円 (市民税均等割が非課税の場合は一部負担なし)	H31.4～ 通院助成を小学校6年生 →中学校卒業まで拡大
相模原市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	中学生以上の通院のみ:1回500円 (市民税均等割が非課税の場合は一部負担なし)	H30.10～ 通院助成を小学校6年生 →中学校卒業まで拡大 中学生以上:一部負担金導入
横須賀市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
平塚市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学校就学前まで:なし 小学校1年生以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	R.2.1or4 所得制限撤廃予定
鎌倉市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学校就学前まで:なし 小学校1年生以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
藤沢市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学校6年生まで:なし 中学校1年生以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	H31.1～ 通院助成を小学校6年生 →中学校卒業まで拡大
小田原市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学校就学前まで:なし 小学校1年生以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
茅ヶ崎市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	4歳未満:なし 4歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	小学校4～6年生の通院のみ:1回500円	R1.10～ 通院助成を小学校6年生 →中学校卒業まで拡大
逗子市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
三浦市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
秦野市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学校就学前まで:なし 小学校1年生以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	H31.4～ 通院助成を小学校6年生 →中学校卒業まで拡大
厚木市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
大和市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
伊勢原市	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
海老名市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
座間市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	H30.10～ 通院助成を小学校6年生 →中学校卒業まで拡大
南足柄市	0歳～小学校6年生(※)	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	※保護者が市民税均等割非課税の場合、 中学校卒業まで通院助成対象 H30.7～ 中学生の通院助成:準用保護世帯の児童 に限り対象
綾瀬市	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
葉山町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	H30.12～ 通院助成を小学校6年生 →中学校卒業に拡大 所得制限の廃止
寒川町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
大磯町	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
二宮町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	小学生就学前まで:なし 小学校1年生以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
中井町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
大井町	0歳～高校卒業	0歳～高校卒業	なし	なし	H31.4～ 中学校卒業→高校卒業に拡大
松田町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
山北町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
開成町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	3歳未満:なし 3歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	H30.9～ 通院助成を小学校6年生 →中学校卒業に拡大
箱根町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
真鶴町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
湯河原町	0歳～小学校6年生	0歳～中学校卒業	なし	なし	
愛川町	0歳～中学校卒業	0歳～中学校卒業	なし	なし	
清川村	0歳～中学校卒業	0歳～高校卒業	なし	なし	